

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求を拒否する理由	(く) 審査請求日
1	平成29年度 諮問受理第23号	平成30年2月 20日付け大福 社第3925号	平成29年12月28日	職員の通勤で公共交通を利用する者について、通勤定期以外を利用（ビタバ等）している場合、そのことについて確認している文書のすべて。ただし、リハセンについてでH24年分・29年度分について	福祉局心身障 がい者リハビ リテーション センター管理 課	平成30年1月 10日付け大福 社第3355-1 号による公開 請求拒否決定	通勤定期以外を利用する者に関する確認文書等については、これを公開することにより、当該通勤定期以外を利用する特定の個人を識別することができる情報であると認められるところ、本件公開請求は、通勤定期以外の方法を利用する者（ビタバ等）について、確認した文書のすべての公開を求めるものであって、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定の個人が通勤定期以外の方法を利用しているか否か等、大阪市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される」情報を公開することとなるため。	平成30年1月15日
2	平成29年度 諮問受理第31号	平成30年3月 28日付け大人 事第45号	平成30年1月12日	職員の通勤で公共交通機関を利用する者について、通勤定期以外を利用（ビタバ等）している場合、そのことについて、確認している文書の全て。ただし人事室総務グループのH29年度分について	人事室総務課	平成30年1月 25日付け大人 事第32号によ る公開請求拒 否決定	定期券以外の方法を利用する者の確認時の書類等については、これを公開することにより、当該定期券以外の方法を利用する特定の個人を識別することができる情報であると認められるところ、本件公開請求は、職員の通勤において、定期券以外の方法を利用する者（例えばPiTaPa）について、確認した文書の公開を求めるものであって、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定の個人が定期券以外方法を利用しているか否か等、大阪市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される」情報を公開することとなるため、同条例第9条により、本件公開請求を拒否する。	平成30年2月27日
3	平成30年度 諮問受理第1号	平成30年4月 19日付け大福 社第178号	平成30年2月27日	職員が通勤でビタバを利用している場合に所属としてそのことを確認している文書。ただし福祉局保有分のすべてで氏名等個人情報が特定される情報は黒アリで消してよい。	福祉局総務部 総務課	平成30年3月 13日付け大福 社第4346号に よる公開請求 拒否決定	通勤でビタバを利用している者に関する確認文書については、これを公開することにより、当該ビタバを利用する特定の個人を識別することができる情報であると認められるところ、本件公開請求は、ビタバを利用する者について、確認した文書の公開を求めるものであって、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定の個人が定期券以外方法を利用しているか否か等、大阪市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される」情報を公開することとなるため、同条例第9条により、本件公開請求を拒否する。	平成30年3月20日

(注) 1 (え)欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。